

3. 介護保険

3-2

介護保険のサービスを利用するには？その1 (介護保険の認定申請)

介護のサービスを利用するには、まず、要支援・要介護の認定が必要です。区役所福祉課介護保険係または支所区民福祉課福祉係で、要支援・要介護の認定の申請をしてください。申請は本人や家族のほか、いきいき支援センターや指定居宅介護支援事業者などに代行してもらうこともできます。

●申請に必要なもの

ご本人の介護保険被保険者証（介護保険証）

注1）住民記録上別世帯の家族の方が申請される場合は、委任状またはご本人の印鑑（朱肉で押印するもの）をお持ちください。

注2）申請にはかかりつけ医（主治医）の情報がが必要です。

注3）介護保険証がみつからないときは区役所へおたずねください。

認定には30日程かかりますが、認定結果は申請の時までさかのぼって有効になりますので、認定結果が出ていなくても、急に介護が必要な場合など、お困りのときは遠慮なくご相談ください。

介護保険については、いきいき支援センターでご相談いただけます。
お住まいの地域のいきいき支援センターへご相談ください。
いきいき支援センターについては、P30「いきいき支援センターって何？」をご覧ください。

お問合せ先

西区役所 福祉課 介護保険係

TEL.(052)523-4519 FAX.(052)521-0067

山田支所 区民福祉課 福祉係

TEL.(052)501-4975 FAX.(052)504-7409